


所管部課	都市建設部土木課	部長	鈴木 菜穂美			
件名	市道路線の変更について（市道第1322号線）					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	道路法第10条第2項及び第3項				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>東大和市奈良橋四丁目の宅地開発事業で築造された道路が、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第5条に適合することから、道路法第10条第2項の規定に基づき路線を変更するため、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。</p>						
(1) 路線概要						
路線名		起点	終点	幅員(m)	延長(m)	路線変更区間
市道 第1322号線	旧	東大和市奈良橋 4丁目659番6先	東大和市奈良橋 4丁目673番15先	1.82 ～5.00	65.64	増延長 44.77m
	新	東大和市奈良橋 4丁目659番6先	東大和市奈良橋 4丁目673番1先	1.82 ～5.00	110.41	増面積 228.32㎡
(2) 影響と効果						
<p>路線変更することにより、法に基づく適切な路線として管理できる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<p>令和 2年 8月28日 都市計画法第40条第2項に基づき、市に所有権が帰属。 令和 2年11月10日 開発事業の完了に伴う公共施設の移管について受理。</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>令和3年第1回市議会定例会に、議案を提出したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。